

個人情報ファイル簿

令和5年10月1日作成（ ☐ 開始 ・ ☒ 変更）

個人情報ファイルの名称	選挙システム	
行政機関等の名称	埼玉県和光市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	（１）選挙人名簿登録者の管理を行うため。 （２）各選挙において投票者の管理を行うため。	
記録項目	1世帯番号、2宛名番号、3名簿番号、4漢字氏名、5かな氏名、6生年月日、7性別、8続柄、9世帯主名、10現住所郵便番号、11現住所、12投票区、13異動日、14異動事由、15届出日、16前住所郵便番号、17前住所、18失権者区分、19失権終了日、20異動後住所郵便番号、21異動後住所	
記録範囲	登録基準日において選挙人名簿被登録資格を有する者及び表示登録制度の要件を満たす者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、戸籍住民課、他市町村	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	裁判所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部総務課 （所在地）和光市広沢1－5	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	選挙人名簿の登録について不服がある場合は、公職選挙法第24条第1項または同条第2項の規定に基づき、異議を申し立てることができる。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報である旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	※1_令和5年10月1日の組織改正に伴い「開示請求等を受理する組織の名称」を変更。	